平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県鴻巣市本町３丁目１番25号
債務者　有限会社三宝商事
代表者代表取締役　浦本　洋杞
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　壮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３１号
宮城県多賀城市山王字山王四区80番地
債務者　株式会社高静設備工業
代表者代表取締役　高橋　澄子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後１時50分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６６５号
北海道石狩市親船東１条２丁目68番地
債務者　長内　裕一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　憲一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
福岡県飯塚市内住664番地６
債務者　松田　成孝
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３０１４号
名古屋市熱田区切戸町２丁目133番　プチメゾンクレール201、住民票上の住所名古屋市中川区八剱町４丁目30番地の３
債務者　村田　美子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光飛田透子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
岐阜県大垣市三塚町945番地１　グリーンアイ102
債務者　岩田　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
北海道山越郡長万部町字長万部457番地の８
債務者　小山　厚子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林紀一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住３棟101号
債務者　阿部　江美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　詩土
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
茨城県石岡市東石岡４－８－22　レオパレスグローリー110号室、住民票上の住所茨城県小美玉市上玉里35番地３
債務者　小塙　孝一
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　　稔
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
香川県仲多度郡まんのう町四條1200番地17、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町榎井26番地４
債務者　名賀　康友
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３６号
香川県仲多度郡まんのう町四條1200番地17、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町榎井26番地４
債務者　名賀　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８１号
茨城県かすみがうら市柏崎566番地
債務者　檜山　誠一
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８２号
茨城県牛久市ひたち野東１丁目32番地６1415号
債務者　檜山　富雄
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６７０号
岡山市中区東川原357番地９　フレグランス片山Ａ－102号、申立時の住所岡山市中区関249番地７
債務者　疋田　康江（旧姓逸見）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　序子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部